# 阿寒国立公園

公園計画書 (公園計画の一部変更)

(環境省案)

平成 年 月 日

環境省

# 目 次

1	変更	理	由・	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
2	規制	計	画																									
(	1)保護	規制計	画・			•	•									•												4
	ア 特別	別地域	ţ				•	•				•		•				•			•	•		•				4
	(ア)!	特別保	護地	X	•	•	•	•				•	•	•				•	•		•	•	•	•		•		4
	(1)	第1種	特別	地域	<b>.</b>	•	•	•	•	•		•	•	•		•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	6
	(ウ)	第 2 種	特別	地域	<b>†</b> •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
	(I)	第3種	特別	地域	<b>†</b> •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
	イ面	積内部		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
	(ア)	地域地	区別	土地	肵	有別	别同	面和	責	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
	(イ):	地域地	区別	市町	村	別	面和	責	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• ;	30
3	事業	計	画																									
(	1 ) 施設	計画		•	• •												• •											
	ア利	用施設	計画	•		•											• •											
	(ア)	集団施	設地	X		•											• •											
	(イ).	単独放	<b>起</b> 设 •	•		•	•										• •											
	(ウ)			•	• •	•	•										• •											-
		歩道	_		• •	•	•	•	•								• •											
(	2 ) 生態	系維持	回復	計画	Ī •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	66
	/s <del>-1</del> /	_																										
	参考	_	項																									
-	1)指定		• • •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•		69 
	2 ) 指定																											
	3 )過去 4 )公園																											
	4)公園 5)保護:																											
(		祝刑司 別地域																										
	ア <sub>行</sub> (ア)!																											
	(イ):																											
	(カ):																											
	(フ): (エ):																											
	(オ):																											
		来八1 通地域																										
		远心场 積内部																										

		(ア	')地域 <sup>‡</sup>	也区	別.	土;	地戶	听有	与另	別百	酊和	責	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	98
		(1	) 地域5	也区	別	市	町木	寸足	別正	缸	責	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	100
(	6	) 利	]用施設詞	十画	į ·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	102
		ア	集団施記	殳地	区区	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	102
		1	単独施記	殳		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	116
		ウ	道路・	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	120
		(ア	') 車道	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	120
		(1	) 歩道	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	124
		エ	運輸施記	殳		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	128
(	7	) 生	態系維技	寺回	復	計i	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	130
		ァ	生能玄丝	仕せ	: Ini:	乍!	車主	坐																								130

#### 1 変更理由

阿寒国立公園は、北海道東部中央に位置し、屈斜路・阿寒火山群に含まれる阿寒、屈斜路及び 摩周の3つのカルデラ地形を基盤とする火山と森と湖とが織りなす豊かな原生的景観を有するこ とから、昭和9年12月4日に国立公園に指定され、昭和13年5月13日に特別地域の指定、昭和29年8月3日に特別保護地区の指定が行われている。

公園計画については、昭和52年11月15日に再検討(公園計画等の全般的な見直し。)、昭和62年3月30日に第1次点検(公園計画等の定期的な見直し。以下同じ。)、平成5年1月28日に第2次点検、平成10年8月31日に第3次点検が行われ、現在に至っている。

本公園は、地形的成因、利用形態等から、阿寒湖一帯と、摩周湖及び屈斜路湖一帯の大きく2 地域に分けることができる。

阿寒湖一帯は、雄阿寒岳(1,371m)、雌阿寒岳(1,499m)及び木禽岳(995m)に囲まれたオンネトー等の湖が存在し、周囲は、エゾマツ、トドマツ、ミズナラ等の針広混交の天然林に覆われている。更に、阿寒湖には国の特別天然記念物に指定されているマリモが生育しており、雌阿寒岳にはメアカンキンバイ、メアカンフスマ等、この地で発見された植物も数多く生育している。

このため、現公園計画においては、阿寒湖東部、雄阿寒岳及び雌阿寒岳の核心的景観を厳正に保護している。利用面では、阿寒湖畔を主たる利用拠点とし、ドライブ、散策、自然探勝、宿泊、休憩、野営、スキー、舟遊び及び船による遊覧ができるよう利用施設を計画している。また、雌阿寒温泉及びオンネトーを拠点に、登山、散策、宿泊、休憩、野営及び温泉保養ができるように利用施設を計画している。

摩周湖及び屈斜路湖一帯は、日本最大級の屈斜路カルデラを中心に、世界有数の透明度を誇る 摩周湖とこれらをとりまく藻琴山(1,000m)、カムイヌプリ(摩周岳)(855m)、今も噴気活動を 続けているアトサヌプリ(硫黄山)(512m)がある。

このため、現公園計画においては、摩周湖及びアトサヌプリ(硫黄山)一帯の核心的景観を厳 正に保護している。川湯温泉及び和琴半島を主たる利用拠点とし、ドライブ、散策、自然探勝、 宿泊、休憩及び野営ができるよう利用施設を計画している。また、美幌峠、藻琴山及び摩周湖に は展望のための施設を計画している。

今回、第3次点検から14年が経過していることから、本公園をとりまく自然環境及び社会的条件の変化を踏まえ、公園計画の変更を行うものである。

# 2 規制計画

# (1)保護規制計画

保護規制計画の一部を次のように変更する。

#### ア 特別地域

#### (ア)特別保護地区

特別保護地区の区域の一部を、次のとおり変更する。

#### (表2:特別保護地区変更表)

番号	区分	内 容	名 称	変 更 部 分 の 区 域
1	拡張	第1種特別地域からの振替	阿寒湖東側水域	北海道釧路市 阿寒町阿寒湖の一部
2	拡張	第2種特別地域 からの振替	オンネトー湯の 滝	北海道足寄郡足寄町内 国有林十勝東部森林管理署55林班の一部
3	拡張	第1種特別地域 からの振替	硫黄山北麓	北海道川上郡弟子屈町内 国有林根釧西部森林管理署4281林班の一 部

変更理由	面	積 (ha)
マリモを含む水草等の生育環境が良好に保たれている地域であることから、厳正な保全を図るため、特別保護地区とする。		16
オンネトー湯の滝では地上における世界最大級のマンガン鉱物生成現象が見られることから、厳正な保全を図るため、特別保護地区とする。		5
火山活動が活発に行われている硫黄山とイソツツジの大群落であるつつじヶ原に囲まれた地域である。硫黄山からつつじヶ原にかけて硫黄山より流出する酸性土壌の影響等火山活動に伴う一連の植生遷移が特異な景観をつくり出していることから、周囲と一体的に厳正な保全を図るため、特別保護地区とする。		18
変更部分面積計	国公私	39 39 0 0
変更前特別保護地区面積計	国公私	10, 421 10, 416 0 5
変更後特別保護地区面積計	国公私	10, 460 10, 455 0 5

# (イ) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

# (表2:第1種特別地域変更表)

番号	区分	内 容	名称	変更部分の区域
1	削除	特別保護地区への振替	阿寒湖東側水域	北海道釧路市 阿寒町阿寒湖の一部
3	削除	特別保護地区への振替	硫黄山北麓	北海道川上郡弟子屈町内 国有林根釧西部森林管理署4281林班の一 部

変更理由	面	積(ha)
マリモを含む水草等の生育環境が良好に保たれている地域であることから、 厳正な保全を図るため、特別保護地区とする。		
		△ 16
火山活動が活発に行われている硫黄山とイソツツジの大群落であるつつじヶ原に囲まれた地域である。硫黄山からつつじヶ原にかけて硫黄山より流出する酸性土壌の影響等火山活動に伴う一連の植生遷移が特異な 景観をつくり出していることから、周囲と一体的に厳正な保全を図るた		
め、特別保護地区とする。		△ 18
変更部分面積計	国公私	△ 34 △ 34 0 0
変更前第1種特別地域面積	国公私	20, 287 18, 877 25 1, 385
変更後第1種特別地域面積	国公私	20, 253 18, 843 25 1, 385

# (ウ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表3:第2種特別地域変更表)

番号	区分	内 容	名 称	変 更 部 分 の 区 域
2	削除	特別保護地区への振替	オンネトー湯の滝	北海道足寄郡足寄町 国有林十勝東部森林管理署55林班の一部
4	拡張	第3種特別地域からの振替	弟子屈野上峠線	北海道川上郡弟子屈町内 国有林根釧西部森林管理署4209林班、42 10林班、4213林班及び4214林班の各一部 北海道川上郡弟子屈町 跡佐登の一部
5	拡張	第3種特別地域からの振替	網走川湯線	北海道川上郡弟子屈町 国有林根釧西部森林管理署4205林班、 4206林班及び4207林班の各一部

変 更 理 由	面	積 (ha)
オンネトー湯の滝では地上における世界最大級のマンガン鉱物生成現象が見られることから、厳正な保全を図るため、特別保護地区とする。		5
トドマツ、アカエゾマツ等の針葉樹及びミズナラ、ハルニレ等の広葉樹によって形成された良好な針広混交林が広がっている。公園利用上重要な幹線道路沿線であり、車窓からの風致を保護するため、第2種特別地域とする。		
		71
主にアカエゾマツを中心とした針葉樹及びミズナラ、ハルニレ等の広葉 樹によって形成された良好な針広混交林が残された地域である。公園利用 上重要な幹線道路沿線であり、車窓からの風致を保護するため、第2種特		
別地域とする。		149

番号	区分	内 容	名称	変 更 部 分 の 区 域
6	拡張	第3種特別地域からの振替	弟子屈野上峠線・摩周屈斜 路湖湖畔線	北海道川上郡弟子屈町内 国有林根釧西部森林管理署4282林班及び 4283林班の各一部 北海道川上郡弟子屈町 跡佐登及びアトサヌプリ原野の各一部

変更理由	面	積	(ha)
トドマツ、アカエゾマツ等の針葉樹及びミズナラ、ハルニレ等の広葉樹によって形成された良好な針広混交林が広がっている。公園利用上重要な幹線道路沿線であり、車窓からの風致を保護するため、第2種特別地域とする。			
			89
変更部分面積計	国公私		304 219 17 68
変更前第2種特別地域面積	国公私		24, 460 20, 789 4 3, 667
変更後第2種特別地域面積	国公私		24, 764 21, 008 21 3, 735

# (工)第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

# (表4:第3種特別地域変更表)

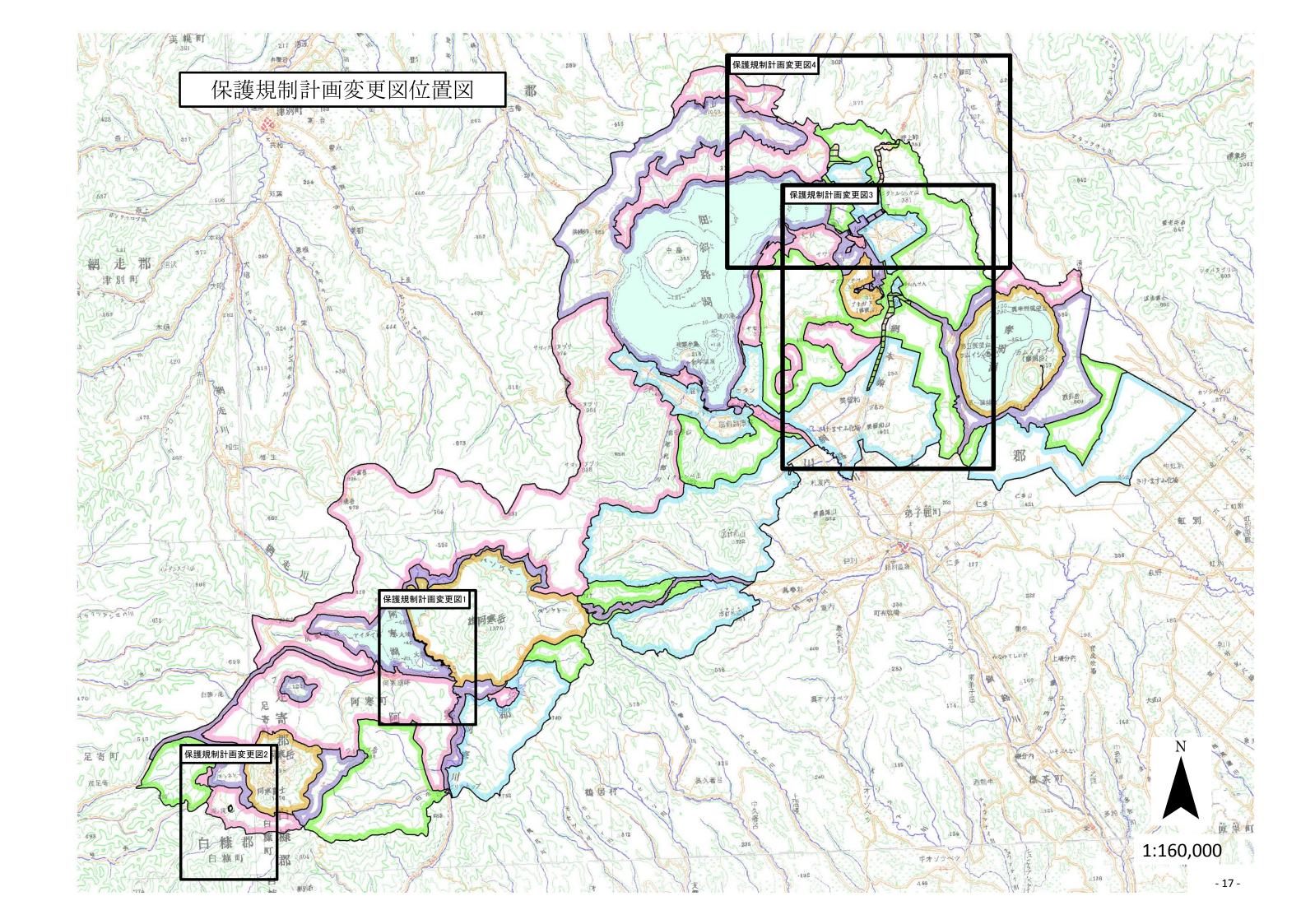
番号	区分	内 容	名 称	変 更 部 分 の 区 域
4	削除	第2種特別地域への振替	弟子屈野上峠線	北海道川上郡弟子屈町内 国有林根釧西部森林管理署4209林班、4210 林班、4213林班及び4214林班の各一部 北海道川上郡弟子屈町 跡佐登一部
5	削除	第2種特別地域への振替	網走川湯線	北海道川上郡弟子屈町 国有林根釧西部森林管理署4205林班、 4206林班及び4207林班の各一部

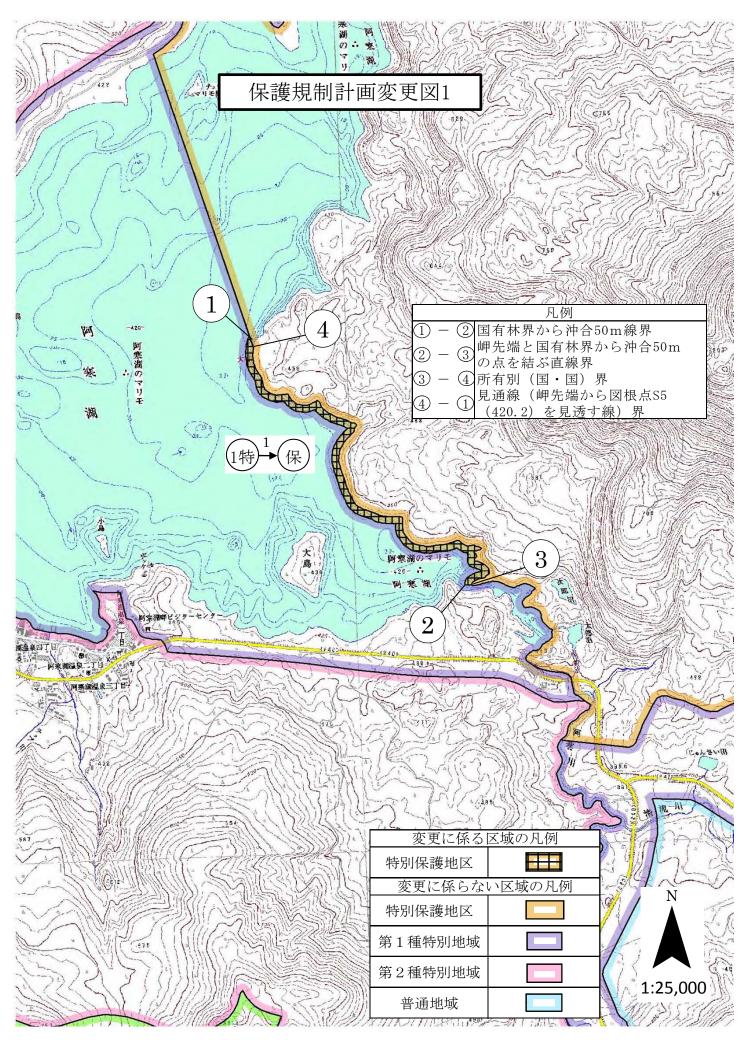
変更理由	面	積 (ha)
トドマツ、アカエゾマツ等の針葉樹及びミズナラ、ハルニレ等の広葉 樹によって形成された良好な針広混交林が広がっている。公園利用上重 要な幹線道路沿線であり、車窓からの風致を保護するため、第2種特別 地域とする。		
		△ 71
主にアカエゾマツを中心とした針葉樹及びミズナラ、ハルニレ等の広 葉樹によって形成された良好な針広混交林が残された地域である。公園 利用上重要な幹線道路沿線であり、車窓からの風致を保護するため、第 2種特別地域とする。		△ 149

番号	区分	内 容	名 称	変 更 部 分 の 区 域
6	削除	第2種特別地域への振替	弟子屈野上峠線 ・摩周屈斜路湖 湖畔線	北海道川上郡弟子屈町内 国有林根釧西部森林管理署4282林班及び 4283林班の各一部 北海道川上郡弟子屈町 跡佐登及びアトサヌプリ原野の各一部

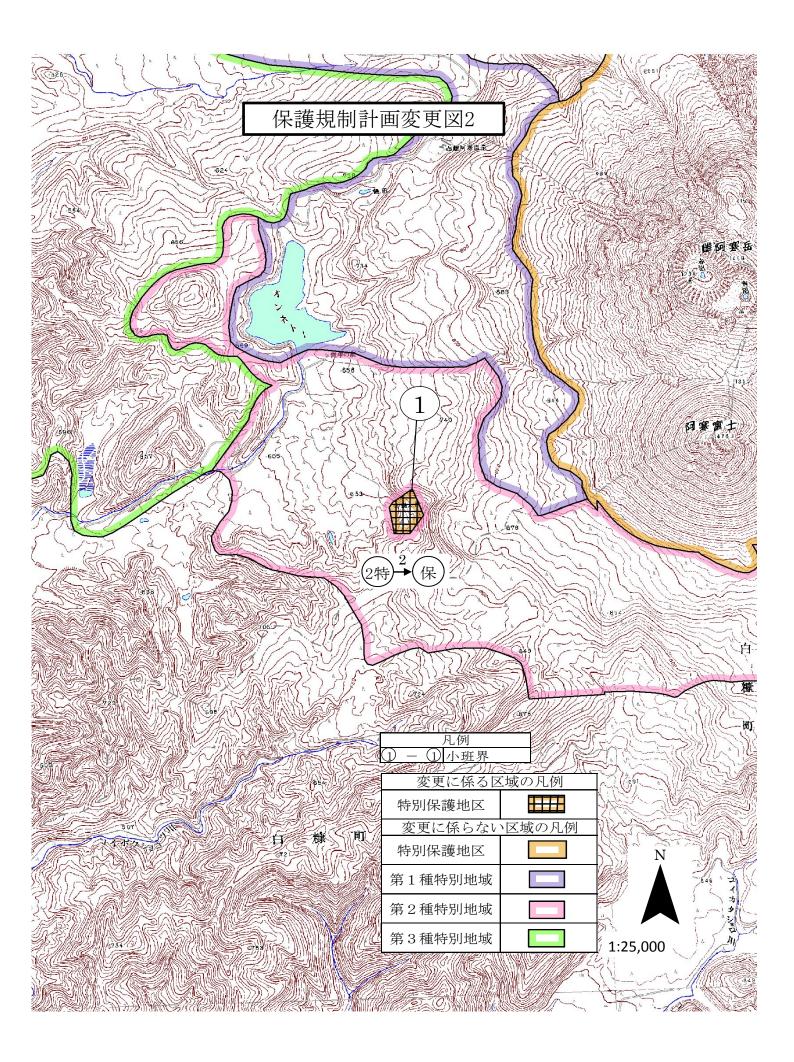
変 更 理 由	面	積 (ha)
トドマツ、アカエゾマツ等の針葉樹及びミズナラ、ハルニレ等の広葉 樹によって形成された良好な針広混交林が広がっている。公園利用上重 要な幹線道路沿線であり、車窓からの風致を保護するため、第2種特別 地域とする。		
		△ 89
変更部分面積計	国公私	
変更前第3種特別地域面積	国公私	17, 688 16, 470 38 1, 180
変更後第3種特別地域面積	国公私	17, 379 16, 246 21 1, 112

- 16 -	









_	22	_
_	22	_